

京都市美術館の使用許可に関する要綱

制定 平成 31 年 1 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市美術館条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、美術館の使用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副申書の申請)

第 2 条 京都市美術館条例施行規則第 5 条に規定する美術館の使用許可の申請には、第 1 号様式（副申書）を添えるものとする。

(使用期間)

第 3 条 美術館の本館及び別館の使用期間は、原則 1 週間を単位とする。

(評価基準)

第 4 条 美術館は、美術館の使用許可の申請があったときには、第 1 号様式に記載された展覧会を下表の評価項目に従って採点し、その得た得点が高いものから順に、美術館の展示区画の利用の調整を行うものとする。

評 価 項 目	配 点
卒業制作展など、学校教育法に規定する学校、又は児童福祉法に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）が主催し、その学校等に在籍する学生等の作品を展示する展覧会を開催すること	10 点
展覧会に出品する作家の数	100 人以上：5 点 50 人以上：3 点 25 人以上：2 点 10 人以上：1 点
団体を構成する作家以外の者を募集し、その作品を展示する展覧会であること	5 点
本市以外の他都市を巡回する予定としていること	3 都市以上を巡回：2 点 2 都市を巡回：1 点 近畿圏の他都市を含まない場合：1 点
過去に 3 回以上開催していること	3 回以上：1 点
申請者の住所が京都府下であ	京都市内：2 点

ること。

京都府下（京都市内を除く）：1点

- 2 同一の申請者から複数の申請があったときは、各申請のうち最も得点が高い展覧会を前項に定める調整の対象とする。
- 3 第1項による調整の結果、展示区画の空き枠が残る場合は、再度募集を行う。このとき、第2項において調整の対象としなかった申請のうち、最も得点が高い展覧会に係る申請を、当該募集に係る申請として取り扱うことができる。

（委任）

第5条 この要綱の施行に必要な事項は、美術館長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(第1号様式)

令和 年 月 日～令和 年 月 日貸館分

番号

副申書(京都市美術館展示室)

申込者	
住所 〒 ー	電 話
団体名	携帯電話
団体代表者氏名	fax
問合せ先(上記と異なる場合)	
住所 〒 ー	電 話
担当者氏名	携帯電話
	fax

展覧会名	卒業制作展など、学校等が主催し、その学校等に在籍する学生等の作品を展示する展覧会の開催であるか ☐ はい ☐ いいえ	
主催者名		
展示作品の内容	日本画()点 洋画()点 彫刻()点 工芸[]()点 書()点 写真()点 その他[]()点 合計()点	
	出品者数	人

1 利用希望会場((ア)から(ウ)のいずれかに○をつけること。必要面積は必ず記載すること。)

(ア)本館のみ (イ)別館のみ (ウ)どちらでもよい	必要面積	m ²
----------------------------	------	----------------

2 利用希望会期

※必ず第1希望から第3希望まで全て御記入ください。(特殊な事情や第3希望まで記載できない場合は特記事項に記載すること)

第1希望	会期 月 日()から 月 日()まで	搬入日 月 日()午前・午後から	特記事項
		搬出日 月 日()午前・午後から	
第2希望	会期 月 日()から 月 日()まで	搬入日 月 日()午前・午後から	
		搬出日 月 日()午前・午後から	
第3希望	会期 月 日()から 月 日()まで	搬入日 月 日()午前・午後から	
		搬出日 月 日()午前・午後から	

3 2の利用希望会期で調整ができなかった場合について((ア),(イ)いずれかに○をつけること)

(ア)他に空いている会期があれば調整可 (イ)2の希望会期以外は不可

団体を構成する作家以外の者を募集し、その作品を展示する展覧会であるか(公募展)	☐はい ☐いいえ ※公募している場合は、最新の公募要項を添付してください。			
本市以外の他都市を巡回する予定としているか	☐はい ☐いいえ 巡回展においては他会場の場所・予定期間(すべて)について記入してください。			
過去の展覧会の開催状況	※最近のものから過去3回以上の実績すべて(巡回会場も含む。)について記入してください。			
	開催期間	展覧会名	会場名	出品者数(うち絵画の場合は100号以上の出品者数)
	年度			
	年度			
	年度			
その他必要書類(本副申書に添付してください)	1 団体の定款又は規則 2 展覧会の収支決算書等(直近のもの) (いずれもない場合は、直近の展覧会概要を示す企画書・開催要綱等を添付してください)			

該当する□にはチェックを入れてください。